

東京都公衆浴場対策協議会 (第23次協議会 第3回)

令和6年2月9日(金)
都庁第一本庁舎25階一般会議室115

午後 1 時00分開会

○折原課長 定刻になりましたので「第23次第 3 回東京都公衆浴場対策協議会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本協議会の事務局を担当しております生活安全課長の折原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

第23次第 2 回協議会の後に就任いただきました委員を御紹介いたします。

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合常務理事の伊東正博委員でございます。

葛飾区副区長の植竹貴委員でございます。

それでは、初めに、潮田副知事より御挨拶をお願いいたします。

○潮田副知事 副知事の潮田でございます。第 3 回の協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、本日の協議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

公衆浴場は公衆衛生上必要な施設ということで、入浴機会を提供するだけでなく、地域住民の健康づくり、あるいは交流の場として日本の伝統的な生活文化でもございます。一方で、御案内のとおり、近年都内の公衆浴場の状況を見ますと、経営者の高齢化、あるいは設備の老朽化など、様々な理由から依然として浴場数の減少が続いているところでございます。諸物価の高騰も浴場経営を圧迫する要因となっております。

そのような状況にありましても、1 浴場の 1 日当たりの利用者数につきましては穏やかな増加傾向にあると伺っております。これはひとえに公衆浴場組合を中心に、各浴場の皆さんが創意工夫を重ねながら営業を続けられているという御努力のたまものであると存じます。東京都といたしましても、これまで行ってきた取組に加え、積極的に公衆浴場の魅力を発信して、利用を促進する新たなプロジェクトに関して来年度予算に盛り込んでいるところでございます。

本事業を通じて、公衆浴場のもつクールな観光スポットといった側面を国内外に発信して、観光客の皆さんにもそのすばらしさを体験していただきながら、さらなる銭湯利用者の呼び込みにつなげていければと考えている次第でございます。

また、最近街を歩いていまして外国からの旅行者が大変増えてございます。こういったインバウンド客の獲得に向けて力を入れている公衆浴場への御支援も行っていきたいと考えておる次第でございます。

公衆浴場と東京都が協力して行っている様々な取組とともに、入浴料金統制額は入浴料金の最高限度額として知事が指定するものでございまして、浴場経営や利用者直接影响到を与える大変重要な決定事項でございます。

申し上げましたように、公衆浴場経営は厳しい状況にはございますけれども、委員の皆様

様方には専門的な見地から幅広く御意見・御討議を賜りますよう、本日は、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

○折原課長　ここで潮田副知事は、公務のため退出させていただきます。

○潮田副知事　よろしくどうぞお願いいたします。

(潮田副知事退室)

○折原課長　次に、本日の会議資料を確認させていただきます。

お手元のタブレットをご覧ください。

資料は公衆浴場対策協議会次第、協議会委員名簿、協議会設置要綱を掲載しております。

そして、議事用の資料1から8までを掲載しております。

加えて、都の主要公衆浴場対策事業を掲載しております。こちらは議事の参考として入れてございます。

不足はございませんでしょうか。

それでは、議事を開始するに当たりまして、会議の公開についてお伝えいたします。

本協議会は原則公開でございますが、協議会開催のお知らせで予告しておりますとおり、会議次第3の意見聴取以降については非公開を予定しております。傍聴・報道の皆様には途中退席をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了承ください。なお、議事録に関しては設置要綱第8第2項により、協議会の率直な意見の交換を不当に損なう恐れがある場合を除き公開となる旨が定められております。こちらにつきましても御了承ください。

それでは、熊迫会長、よろしくご願ひいたします。

○熊迫会長　会議次第に従いまして、令和6年の入浴料金統制額に関する協議を進めてまいります。皆様におかれましては、円滑な進行に御協力くださいますようお願いいたします。

初めに、2の(1)都内公衆浴場施設の推移及び入浴料金統制額の改定状況になります。事務局から説明をお願いします。

○折原課長　資料1を御覧ください。初めに、公衆浴場の現状に着目していただくということで、都内公衆浴場数の推移と入浴料金統制額の改定状況について御説明いたします。

それでは、上段1、都内の公衆浴場数等の推移を御覧ください。都内の公衆浴場は昭和43年の2,687件をピークに、その後は減少が続いており、昨年の12月末現在で444件となっております。このうち区部に所在する浴場数は406件、市部は38件となっております。

次に、利用人員の欄を御覧ください。1浴場1日当たりの平均利用者数を記載しております。この平均利用者数は、都内公衆浴場の入浴料金収入を基にして算出した計算上の人数です。昭和43年には1日平均530人の利用がありましたが、自家風呂の普及とともに減少し、平成20年以降は120～140人の間で推移しています。近年はわずかずつですが増加の傾向にあります。なお、令和5年につきましては現在調査結果を集計中でございます。

次に、自家風呂保有率の欄を御覧ください。総務省が5年に1回実施している住宅土地統計調査の数値を記載しております。都内の公衆浴場数が戦後最高であった昭和43年の自

家風呂保有率は42.2%と5割に届いていませんでした。その後、割合が増え続け、平成20年の自家風呂保有率は97.6%となっており、現在、都民のほとんどは自宅で入浴できる状況となっております。なお、平成25年以降に実施された総務省の住宅土地統計調査では自家風呂の有無に関する調査は行われておらず、以後統計がありません。

続きまして、矢印の下、区市別公衆浴場数を御覧ください。令和5年12月末現在の浴場を区市別に見たものでございます。都内の公衆浴場の9割以上は23区内にあり、全ての区に所在しております。このうち浴場数が最も多い区は大田区の34件、次いで江戸川区の27件、板橋区の26件と続いております。一方、市部につきましては、御覧のように浴場数が多い府中市、調布市でも4件という状況となっております。公衆浴場が1件もない市は青梅市、日野市、福生市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市の8市となっております。また、全ての町村には公衆浴場がございません。

次に下段の左、2、東京都公衆浴場入浴料金統制額の改定状況を御覧ください。昭和63年から令和5年までの料金統制額の改定年とその内容を掲載しております。直近の改定は昨年7月1日に大人統制額を20円引き上げたところでございます。

以上が、都内公衆浴場数の推移及び入浴料金統制額の改定状況となります。

○熊迫会長 次に2の(2) これまでの協議会報告で受けた意見に関する取組についてに入ります。まず、昨年の協議会報告について、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料2を御覧ください。令和5年の協議会報告になります。こちらの2、今後の浴場経営については、公衆浴場業界が地域における交流拠点としての役割及び有用性を十分認識し、公衆浴場の発展に向けて利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のために取り組んでいただくよう、6つの意見が付されていますので御紹介します。

(1) はキャッシュレス決済の導入を促進することです。若年層など新たな利用促進を図るという意味でデジタル化が重要ということでございます。

(2) は各公衆浴場の状況に応じた柔軟な料金設定を行うことです。統一料金であることを当然とすることなく、消費刺激として、ある程度の価格設定の自由度が経営上あってしかるべきであり、業界の中から意識を変えていただきたいというものでございます。

(3) は多様な営業形態を選択することです。営業時間の工夫や他業種とのコラボレーションなど、経営の多角化の可能性を探っていただきたいということでございます。

(4) は共通入浴券の効果的な企画・普及に努めることです。共通入浴券について価格設定も含めた企画・普及に取り組んでいただきたいということでございます。

(5) は利用者開拓に取り組むことです。新たな利用者を開拓することが今後の浴場経営にとって必須であるとし、若者層やインバウンド顧客などの獲得に努めるとともに、子供の銭湯体験を増やし、将来の銭湯ファンへの布石を打っておくなど、取り組んでほしいということでございます。

(6) は自店の経営実態を知ることです。自店の基本的な経営数字を把握することは経営戦略を考える上で有効であるので、組合としても浴場に働きかけを行っていただきたい

ということでございます。

以上でございます。

○熊迫会長 次に、これまでの協議会報告で受けた意見に関する取組について、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料3を御覧ください。この資料は、これまでの協議会において協議会意見として表明された項目について、浴場組合における取組状況をまとめたものです。後ほど浴場組合から補足説明をお願いしたいと思います。

1のボディーソープやシャンプー等の常備の実施率向上ですが、無料で使用できるボディーソープとシャンプーを常備している浴場につきましては、ここ5年間、81～82%をキープしており、着実に促進が図られたと考えます。常備していないのは、例えば経営経費を抑えるために、あえて設置しないとの選択をしていることもあろうかと思われま

す。2の利用者拡大を図る取組事例につきましては、銭湯の応援団、銭湯サポーターと浴場組合との交流促進等を目的とする銭湯サポーターフォーラムが開催されました。銭湯をこよなく愛し、応援したいという方々と浴場組合が協力・連携を深め、公衆浴場の活性化につなげていくことが期待されております。都としてもこうした取組を支援してまいります。

加えて、組合と都が連携してモバイル割引入浴券、東京1010クーポン配付事業を実施いたしました。これは燃料費高騰の影響で浴場の収支が悪化している状況を支援するため、新規公衆浴場利用者を開拓することを目的に、昨年度に引き続き実施した事業です。昨年度は無料でしたが、今年度はクーポン利用者が100円を支払って入浴できる割引入浴券としました。11月23日から2月29日までの配付利用期間を想定していましたが、昨年度の実施でブランド力が上がったためと思われま

すが、わずか1か月で予定利用数に達し終了しました。本事業が新たな銭湯ファンづくりにつながってくれと期待しております。続きまして、3の、銭湯の魅力を国内外に広める取組の積極的推進につきましては、浴場組合は平成27年4月からホームページを全面リニューアルし、多言語化を図りました。ここではSNSを活用した銭湯情報発信の実績を掲載しています。その他、資料にはございませんが、外国人旅行客に銭湯を体験していただく銭湯入門塾を4年ぶりに2月16日に実施すると伺っております。こうした取組もインバウンド顧客の獲得につながることを考えま

す。4の健康増進事業やコミュニティーの再生、耐震化の促進、使用燃料のグリーン化、省エネ化につきましては、ミニデイサービスや健康体操などの健康増進事業が実施できるスペースの確保やバリアフリー化を図るため、昨年4月1日から12月末までの間に大規模改修を行った浴場が4件となっております。こうした施設の改築、または改修には多額の資金を必要とすることから、都ではこれらの経費の一部について助成を行っているところ

です。また、浴場施設の耐震化の促進と使用燃料のクリーン化、省エネ化につきま

以上で説明を終わります。

このことにつきまして、浴場組合として補足説明があればお願いします。

○石田委員 ボディーソープなどの無料設置につきましては現在80%の浴場が実施しています。しかしながら、ボディーソープ等も当然価格が上昇しており、各浴場の負担は大きくなっています。改修や耐震工事の助成もいただいておりますが、これらの工事費についても急激な価格上昇を迎えており、各店舗の負担額が増えています。

その他、2月6日から東京都交通局の都バス100周年を記念したイベント、銭湯のススメ2024とタイアップして、スタンプラリーを3月22日までの予定で実施しております。

厳しい状況ですが、一生懸命やっております。委員の皆様におかれましては、我々の業界を取り巻く状況を御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、次の議事に入ります。

このたび、統制額に関して協議するに当たり、浴場組合から本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の読み上げを事務局からお願いします。

○折原課長 読み上げさせていただきます。

令和6年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望について

日頃より都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について深い御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

令和6年の入浴料金統制額については、下記のとおり改定を要望いたしますので、格別なる御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 近年のガス料金・電気料金などのエネルギーコストの高止まりや衛生管理用品などの価格、また、人件費も上昇しています。中でもガス料金等エネルギーコストの高額化は長期化しており、営業継続のための努力も限界に達し大変厳しい状況です。適切な人件費や諸経費を確保できる金額となるよう御検討ください。
- 2 施設設備の老朽化や経年劣化に伴う機能低下により、維持管理経費が増大しています。さらに現在の世界情勢や円安による原材料価格の高騰で経費も上昇しています。適切な設備投資や修繕を行うことができる金額となるよう御検討ください。
- 3 浴場組合は一昨年度から銭湯の未来の担い手を自ら育成する事業を開始しています。次代の経営者たちが意欲的に銭湯経営の改善に取り組んでいける金額となるよう御検討ください。

以上でございます。

○熊迫会長 このことにつきまして、浴場組合として補足意見があればお願いします。

○石田委員 燃料費は高止まりのまま、月のガス代が100万円を超える店舗が幾つも出てきています。昨年も御報告したかと思いますが、今でもその状況は変わっておりません。最低賃金も上がってしまっていて、2,000円という時給を提示してもアルバイトが見つからな

い時代です。施設の維持や経費の増加については、先ほど資料3の補足説明の際にお話ししたとおりです。

なお、担い手育成事業で、銭湯の担い手になりたいという若者が3年間で20名近く育ってきています。東京ですと賃金とか家賃の問題で浴場とのマッチングが難しく、なかなか決まらないのですが、埼玉県の物件の担い手として1件決まりそうなので、そのことだけ報告しておきます。よろしく願いいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

引き上げを要望するという内容でいただいております。

協議会では、令和6年の統制額の改定に関して協議していくことになります。

それでは、2の(3)統制額の算定等についてに入ります。妥当な統制額とするため、都では浴場の経営状況を調査します。調査の方法などについて、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 資料5をご覧ください。令和6年公衆浴場入浴料金統制額の算定等について、その基本的考え方、算定手順について定めたものになります。

まず、1の入浴料金統制額の指定ですが、入浴料金は物価統制令に基づく統制料金となっており、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定いたします。これが統制額でございます。各浴場事業者は知事が指定した統制料金の範囲内で入浴料金を定めることとなっております。

2の入浴料金統制額の算定根拠につきましては、事業が効率的に行われた場合に要する費用総額に適正な事業報酬を加えた原価が総収入と見合うように料金を設定する総括原価方式を用いることとしております。本方式はガス・水道・電気等、公共性の高いサービスの料金算定に用いられており、公衆浴場入浴料金もそのような性格を有すると考えられるため、この方式を用いて算定いたします。

令和5年統制額はこの後に御説明いたしますが、総括原価方式で導き出した推計値は現行の入浴料金と79円の乖離がありましたが、引き上げ幅は20円にとどめるとしました。そこには経営努力で不足分を補っていただくことに期待する厳しい判断があったわけですが、このように、算出した推計値はそのまま使うのではなく、ほとんどの場合、判断をするための一つの材料として用いているということです。

次に、3、入浴料金統制額の算定手順でございますが(1)の会計調査対象浴場の選定といたしまして、主要燃料、用水、入浴料金、収入面で標準的な浴場40件程度を選定いたします。選定につきましては資料7で御説明します。

(2)の会計調査の実施は(1)で選定した浴場の直近1年間の決算書、会計帳簿等の調査・分析を行いまして、入浴料金収入や人件費、燃料費といった収支科目ごとに、令和5年の平均収支実績表を作成いたします。

(3)の収支推定表の作成は、上記(2)で作成した令和5年の収支実績表の数値を基礎に、それぞれの収支科目ごとに令和6年の所要額を推定し、収支推定表を作成いたしま

す。収支推定表に関しましては、この後の資料6で御説明をいたします。

(4)の入浴料金収入の所要変動率の算出は、これまで御説明した手順を経まして、推定収入と推定費用の差額から入浴料金の所要変動率を算出しております。

(5)としまして、所要率を基に算出した現在の統制額との乖離幅を協議会にお示しいたします。参考として所要変動率から令和5年の統制額案を算出したときの流れを四角囲いの中にお示ししていますので、ここで御説明いたします。都では1世帯1回当たりの入浴料金という観点から統制額を算出します。令和5年統制額を改正する前は大人500円、中人200円、小人100円でした。

1のところを収支推計表により算出したところ、令和5年の推定所要変動率は15.760%でした。

次に、2のところですが、※にありますように令和4年平均世帯人員は2.90人、また、公衆浴場利用者構成比は大人97.45%、中人1.37%、小人1.18%でした。これらのことから1世帯公衆浴場利用に係る構成人員は大人2.83人、中人0.04人、小人0.03人となります。これにその時点での入浴料金統制額をそれぞれ掛けて足し上げますと、1,424.40円となります。これが統制額を据え置いた場合の1世帯1回当たりの入浴料金統制額となります。

3ですが、2の統制額に所要変動分を掛け、1世帯1回当たりの推定額を出します。これが1,648.89円となります。

次に、大人、中人、小人それぞれの統制額で割り戻しますが、中人、小人の統制額は引き上げたばかりで、また、入浴料収入への影響が小さいために据え置くこととし、2で算出した構成人員を当てはめると、大人は579.44円となりました。大人料金が579.44円であれば推計される不足額が解消されるということでございます。乖離額は579.44円から500円を引くと79.44円でございます。しかし、不足分79円全額を引き上げてしまうと利用者への影響が余りにも大きいとして、引き上げ額は20円にとどめ、大人520円、中人200円、小人100円といたしました。

次に、資料6の公衆浴場入浴料金算定基準を御説明させていただきます。こちらは公衆浴場入浴料金を具体的に算出していく際の基準についてお示したものです。

1では、料金の算定は総括原価方式で行うこと。

2では、原価計算期間は事業年度を単位として将来の1年間とすること。

3では、人件費、用水費及び光熱費など、営業費用の科目ごとにその算定方法について説明しております。

4から6では、営業外費用、事業報酬、建物再調達費の算定方法について規定し、7では原価計算表と経費内訳について説明しております。

別表に、原価計算表の収支科目の説明と計算方法などをお示ししております。表中の科目欄は1の入浴料金収入から4の特別利益までが収益合計を算出する科目となっております。5の人件費から19の建物再調達費までが費用合計を算出する科目となります。

20の収支差では、収益合計と費用合計の差額を計上いたします。20の収支差に21の事業

報酬を加えて過不足額を算出いたします。最後に、この過不足額を解消するための入浴料金の所要変動率について、右下に記載している計算式にて算定をいたします。

表右の推定欄につきましては、令和5年会計調査による実績値を基に、令和6年の収入と費用の推定額を算出する際、どのような数値を使用するかを記載しています。実績と記載しているものについては、令和6年の推定額は令和5年の会計調査の実績値を横引きするということになります。実績掛ける適正な増減率と記載しているものにつきましては、令和5年の会計調査の実績値に消費者物価指数などの変動要素を反映して算定するということになります。

次に、資料7を御覧ください。会計調査を実施する浴場の選定条件について御説明いたします。会計調査の対象といたしましては、次の条件を備える標準的な浴場40軒程度を選定いたします。

まず、1の燃料につきましては、重油・廃油といった液体燃料、電気、ガス、もしくはソーラー専用、またはそれらの併用であること。

2の排水につきましては、公共下水道を使用していること。

3の用水につきましては上水専用、または上水井水併用であること。なお、原則として併用比率は上水50%以上といたします。軒数は上水1%ないし49%のほうが多いのですが、例年この基準でやらせていただいております。総括原価方式で求める方法が前年度実績を基に翌年度の推定を行う形になりますので、この条件を維持したいと考えております。

4の収入階層につきましては、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満であることを条件としております。この基準に関しまして、令和5年9月に実施した公衆浴場基本調査の結果から具体的に絞り込みをかけました。表の網掛けの部分が選定条件に該当する浴場数です。まず、公衆浴場基本調査の有効回答378件のうち、左の燃料条件である木材等の雑燃を使用していない浴場は312軒となっております。次の排水条件である公共下水道利用の浴場は311軒、このうち用水条件である上水50%から100%が105軒、そして、右側の収入階層条件である入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満の浴場数は56軒となっております。こうして絞り込んだ全ての条件を満たす56軒を平均的浴場と捉え、この中から40軒程度を調査対象浴場として選定しました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○熊迫会長 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がございましたら御発言をお願いいたします。

では、説明のありました会計調査の実施につきましては、私から提案を申し上げます。統制額算定の基礎となる会計調査は、会計調査の対象となる浴場の決算書や会計帳簿などを基に、それぞれの浴場の収支状況について調査を行います。これらの調査は専門的な業務になりますことから、学識経験者委員で公認会計士の土田委員に引き続きお願いできればと思っております。

土田委員、いかがでしょうか。

○土田委員 会計調査の件、お引き受けいたします。

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、会計調査の実施につきましては土田委員にお願いします。

次に次第3の意見聴取に入ります。冒頭、事務局から説明がありましたとおり、本協議会は、東京都公衆浴場対策協議会設置要綱第8第1項により公開が原則ですが、これらの意見聴衆では昨今の公衆浴場を取り巻く厳しい経営状況を踏まえ、忌憚のない御意見をいただくことが想定されますため、同項ただし書、「協議会の決定により非公開とすることができる」によりまして非公開の取扱いとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○熊迫会長 それでは、ここからは非公開となります。恐れ入りますが、傍聴、報道の方は御退室をお願いいたします。

それでは、名簿の順に指名させていただきますので、お一人ずつ御発言をお願いします。お時間のこともございますので1～2分程度でお願いします。統制料金の改定等に対する意見・要望についてのほか、日頃銭湯に関してお感じのことや、先ほどの業界の御意見に関しての御意見等でも構いません。御自由にいろいろな観点から御意見を頂戴できればと思います。

では、最初に学識経験者委員、石毛委員、お願いします。

○石毛委員 銭湯の皆さんにはいろいろ御協力いただきましてありがとうございます。

この委員を務めるようになりましてから、住まいの近くの銭湯に行くようになりました。東京1010クーポンもそこで知りました。また店頭小さな冊子があって、あれも時々拝見しています。関心を持つのはとてもよいことだと思っております。

私が利用している銭湯は設備が非常に充実した有名店なのですが、あれはかなり例外的な銭湯だという話を去年聞きました。本当は他の銭湯も行ってみないといけないのですが、行けていなくて申し訳ございません。

各銭湯のみなさんが大変な御努力をなさっているということはよくお察しいたします。去年入浴料が20円上がったことに関して、雰囲気を見ている限り、それで極端に人が減ったとか、そういう感じをあまり持っていません。軒並み物価が上がっているので、入浴料を上げることについても、それなりに受け入れられる状況にはあるものと思われまます。しかし、また上がったらどうなのかというのは、予想が付きません。それはこれから会計的なことも含めて考えていくことになるわけですが、ある程度の改定はあり得るのかなと思っております。

私からは以上でございます。

○熊迫会長 続きまして、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 私はこの委員を長く務めさせていただいておりますが、その間の環境の激変ぶりに大変驚いています。

一方、資料2にありましたように、例えばキャッシュレスを導入してくださいというお

話、それから、例えばダイナミックプライシングというのでしょうか、柔軟な料金設定をしてくださいますかというお話は、結構何年も前から、この協議会でお話をしてくださっていることですが、組合から出てくるお話はボディーソープの話に終始してしまふ。

デジタル決済の取組状況はどうですか。上限額としないで、自分たちで主体的に価格設定をするという銭湯さんはいらっしゃるのでしょうか。昨今、新しい経営感覚を持った経営者の方も増えていらっしゃると思いますが、それにより業界でどういうことが起きているのかということが出てきていないと思います。

私がこの委員に就いた初めの頃は、ボディーソープが無料であるということはサービスの向上につながるというような社会的な受け止め方がされておりましたが、ボディーソープがこれだけ高くなりますと、ボディーソープは無料ではなくていいという選択肢もあるかと思ひます。近所の銭湯は無料のボディーソープはありません。手ぶらセットとって100円でボディーソープとかシャンプーとかを売っています。利用者はそれで別に困るわけではありません。100円を払うのが嫌だったら目の前のコンビニ、ドラッグストアに行つて購入するか持参すればいいわけではなす。

このように、経営環境、消費者の環境、マインドが大きく変わつていふ中で、銭湯におかれては、根本的に経営の在り方を見直していかなくてはなけなすのではないのでしょうか。

そして、実際に銭湯の業界の中で、今どういうことが起きているのか、今残つていふ銭湯はある程度経営努力ができる、もしくはほかに収入源がある銭湯なのではなすと考えます。それぞれの銭湯が、どういう価格設定にしたらいいのかなど、ドラスティックに考えることができるかと思ひます。そして、業界の皆さんたちからももう少し努力を引き出して、価格のあり方を考えていくことができたらなすと考えていふ次第です。

○熊迫会長 続いて、奥野委員、お願いします。

○奥野委員 私は主に金額に関して申し上げます。物価高でいろいろなものが上昇してるとはいふえ、現在520円というのはいふとして、今後、570円とか600円台が近くなつてくると、入浴料金として印象が変わつてくると思ひます。もちろん直近の金額をどうするか議論することは大事ですが、長い目を見てどう上げていこうかということ意識することも必要と思ひました。今の入浴料に関しては、個人的にふだんの利用をとおして満足していふので、もっと高くてもいいかなと思ひくらしいなのですけれども、長期的なことを考える必要があると思ひました。

あと、これも昨年お話ししましたが、10枚綴りになつて割引価格になつていふ共通入浴券を、もっとアピールできるかと思ひておひます。まとめて買うとお得という制度は、他にあまりないようす。現状ではマニアの人や常連の人が買うものに止まつていふので、ポスターとかでアピールしていただかたいです。

東京1010クーポンが、割引入浴券になつたのがすごくよかつたです。無料だと「無料だから」と惰性で使うようなところがあつたかと思ひますが、割引券は目的意識を持って使つていふ方が多いようすに感じました。ただ、もっといろいろな施設でクーポンを取得でき

ればよかったです。スポーツ施設とか、今まで銭湯に行っていない方が行くきっかけを工夫して作ればよいと思いました。

以上になります。

○熊迫会長 栗生委員、お願いします。

○栗生委員 昨年入浴料金が520円に上がりましたがけれども、お付き合いのある銭湯でキャッシュレス対応できていない店も多くありまして、そういうところでは、いっそ550円にしてもらったほうが楽だというお話を聞いております。営業的にも厳しい状況が続いていると思いますし、釣銭のやり取りの煩雑さを考えても、思い切って少し上げてしまうという対応はあるのかと思っております。

また、ふだん感じていることとして、先ほど担い手育成の実績の御紹介がありましたけれども、私どもの周りでも、法人・個人問わず銭湯を継ぎたいですとか、サポートしたいですとかの若い人たちの声が年々増えている感じがします。ただ、多くの銭湯は御家族で代々経営されてきたこともあり、そのような外からの支援を受け入れづらい状況があるようです。ぜひ組合から、銭湯のオーナーの皆さまへ、外からの若い人たちを受け入れるマインドを持つようお願いしていただければと思います。そういう方々が出入りすることで、銭湯が活性化されるという例は実際にありますので。

以上になります。

○熊迫会長 それでは、土田委員、お願いします

○土田委員 組合の担い手育成事業についてお聴きして、興味深くというか、期待を強く持ちました。公衆浴場経営者の高齢化が進んでいるのは確かで、キャッシュレス決済の導入などは、やや心理的ハードルが高いのではないかと思うところもあり、そうだとすると、公衆浴場という産業の継続のためにも経営者の若返りというのは必須と考えます。

とはいえ、公衆浴場業は装置型の産業でございますので、定期的にかなり多額な設備投資が必要になります。この点において統制額の引き上げは資金繰りのサポートになるのは間違いないですが、それだけをもって資金調達を完了させるというのも恐らく難しいものと思います。

これは都への要望になってしまうのかもしれませんが、今やっただけでいる利子の補助だけでなく、次世代経営者に限定してもいいのかもしれませんが、そうした補助金、助成金事業がさらに活発に行われることを期待したいところです。もって公衆浴場経営者の世代交代が促進され、先ほどのダイナミックプライシングといった話もありますが、経営の自由度を増し、より活発な産業になっていく余地があるのではなからうかと考えているところです。

○熊迫会長 中田委員、お願いします。

○中田委員 昨年来いろいろ勉強させていただき、関係者の皆さんの御努力を間近に拝見いたしまして、本当に頭が下がる思いです。

私は経済学者ですので、経済学者としてのコメントをすべきだと思いますが、まずデマ

ンドサイド、つまり需要者の実態を知りたいというのが、配布資料を拝見しての感想です。

資料で示されている情報は、どれも平均としての情報だけです。銭湯に対する需要者は、地域によって、年齢層や、居住地域、インバウンドの方なのか、観光客なのかといった具合に、かなり違いがあるかと思えます。それによって経営実態はかなり異なる。また、資料によれば、入浴料金の値上げがありつつも、近年の利用者数は概ね横ばい状態ですが、これをそのまま受け取れば、今の銭湯には価格弾力性が低い人たちが集まっているとなります。本当にそう考えていいのか。もし現在の利用者の価格弾力性が低いのであれば、今の経済社会に定着しつつあるインフレのナラティブに従って、さらに入浴料金を値上げしても、大きな問題にはならないということかもしれませんが、その実態を知りたいところです。

また、サプライサイドの話としては、先ほどの事業継承の話とも関連しますが、所在地や経営規模など、どういった属性の経営者が事業継承に悩んでおられるのか、可能な限り知ることができれば良いと思えます。それによって取られるべき介入方法が変わってくるでしょう。また、浴場数が減ってはいるものの、ある程度の水準に落ち着きつつあるようにも見えます。となれば、いつか都内の銭湯数が定常的な値に収束しうるのかどうなのか、というところも考える必要があると思えます。

いずれにせよ、銭湯は大都市の文化として非常に重要ですし、災害時のバックアップ機能としても期待されるものだと思います。魅力的なものは、しっかり市場に訴求すれば広まるものだと思います。近い例で言えば、町中華などがあります。一時は廃れていた町中華と呼ばれる中華料理店が、今再ブームということになっていますが、新たに再発見された都市の新しい文化として、今後、銭湯が定着すればいいと思っております。

○熊迫会長 続きまして、利用者代表委員に移りたいと思えます。

須賀委員、お願いします。

○須賀委員 利用者代表としてコメントするならば、入浴料金のワンコインは利用しやすく、安いというのは非常にありがたいと思えます。しかし、先ほど来お話が出ていますが、最近では、現金を持って銭湯に行くのではなく、スマホを持って行く時代かと思えます。

価格設定も、どの銭湯も同じということではなく、この銭湯はこういうところがあるからとか、ここがいいからちょっと高いけれどもこの銭湯に行こうとか選ぶのではないかと思います。統制額上限横並びの値段ではなく、個々にセレクトするときの内容に応じた値付けにすることが大切という気がします。

前年の協議会では、入浴料金も値上げをしなければやっていけないところまで来てしまっていました。原価計算では、79円の乖離が出ましたが統制額は20円の引上げで520円になりました。いま改めて考えますと、その引上げ幅でやっていけているのか、570円とするのが適切だったのではないかという思いもあります。ほかに収入があってやっていけているかもしれませんが、本業の銭湯として採算が合わなければ、今後のことも含めて大変だと思いますので、本当の値段の設定はどこなのかというのが、もう少しあったほうが良い

と思います。

災害の観点からも、この前の能登の地震ではありませんけれども、発災時に、井水を使っている銭湯は有効な施設だと思いますので、銭湯の皆様には頑張ってください、現状数をなるべく維持していただければと思います。

○熊迫会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ちょうど料金が値上がりする前後に銭湯へ行ったのですが、利用者の人数は料金改定の影響を受けていないように感じました。私は去年骨折をしまして、そのリハビリも兼ねて行ったのですが、体をしっかりと温められるということで、銭湯での入浴は健康増進にすごく貢献していることを実感しました。日本人はお風呂に入って体を温めるから、いろいろな意味で健康的・衛生的な部分が維持できていたと思います。最近、特に若い人たちはシャワーで済ませてしまいがちですが、冷えが招く不調や体を温めることの効果について、もっと宣伝する必要があると思ったぐらいで、これからもっと銭湯のニーズは見直されていいはずだと思っています。

また、就職氷河期の人がすごく厳しい状況に置かれていたのだけれど、ふと銭湯に行ったらやみつきになって、毎日のように行っているとの話があります。その他、若い人が地域のコミュニティーの中で自分の居場所を探していたりとか、子育てひろばが結構ニーズがあるとか、地域の中に、一緒にいられる場所が求められていると感じます。銭湯のもつ癒し、コミュニティーという役割がとても重要になってくるのではないかと思います。

先ほど東京1010クーポンのお話が出ていましたが、そういった人たちが集まるところに、情報が届いていないところは、少し工夫していただければと思いながら聞いておりました。

その他、銭湯は歴史的な背景をもち、今ではなかなか見られなくなった歴史的建物や、建築的に非常に面白い建物があります。また、地下水を使っている銭湯がありますが、地球を感じるというか、地下からこういうものが出てくることを知るきっかけにもなります。教育という堅くなってしまうですが、いろいろ学べる場所だと思うので、もう少し多方面に活用の仕方を広げてはいかがかと思います。

無料ボディソープの件ですけれども、私が利用している銭湯では置いていないのですが、誰も困っていません。皆さん自分のものを持っています。知らずに手ぶらで来店した人のために、1回きりで使えるようなものを有料で置いておけばよいと思います。これにお金や神経を使うよりも、もっと違う価値観や、健康に寄与しているPRをしてほしいと思います。スパでは、炭酸泉がすごい人気で、最近の水素風呂というのがあり肌にやさしいとも言われています。そういうお風呂があると付加価値がついて、健康だけではなく美容に関心のある人も銭湯に行くようになるのではないのでしょうか。

○熊迫会長 続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 私は週に2回か3回はいろいろな銭湯に行くのですが、かねがね街と銭湯はつながっているのではないかと思います。自分の住んでいる区以外の銭湯に行って、その区ならではのにぎわいの中にある銭湯、もしくは住宅街を抜けていったところにある

銭湯に入ります。そして、個性的な建物や室内などを楽しんで、また自分の住む町に帰ってくるという、小さな旅行みたいな感じを楽しみながら銭湯に親しんでいます。その魅力にはまったのは銭湯巡りのスタンプを集めるのがきっかけだったかと思います。

銭湯に行かなければならないときというのは、例えば自宅のガス給湯器が壊れたときなどで、多くの場合、自分の健康のためであったり、楽しみのため自発的に行っていると思います。そこを利用者として考えると、入浴料金はあまり上がらないほうがいいというのが正直な声ではありますが、各銭湯の経営努力などを知ると、少しでもお店を続けていただくためには利用者としても料金値上げのことは納得していかなければいけないと思っています。

銭湯フォーラムに昨年参加させていただきましたが、とても盛況で、その会場に行けるのも選ばれた人たちということでした。こんなに銭湯を応援する人たちがたくさんいるのに、経営上の厳しさが背景にあって毎年何十軒と廃業していくのはとても悲しいことと思いますので、今回もまた勉強させていただきながら、協力できればと思います。

○熊迫会長 では、業界代表委員、先ほど要望に関して補足をしていただきましたが、そのほかにもございましたら、お願いしたいと思います。

石田委員、お願いします。

○石田委員 委員方からのいろいろな御意見、ありがとうございます。参考にさせていただきます。既に取り組んでいる事柄もありますが、約440軒の組合員に伝わっていないということもあるかと思います。頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

銭湯の実情ということでは、繰り返しになりますが、経営者の高齢化、施設の老朽化によって厳しい状況にあります。その辺を踏まえながら統制額の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○熊迫会長 佐伯委員、お願いします。

○佐伯委員 先ほどからボディーソープの話が出ておりますので、その件について業界としての見解というか、お話をさせていただきます。

私どもの経験から、ボディーソープ等々は、個人でいらっしゃる女性のお客さん以外はほぼ持ってきません。男性客やグループでいらっしゃる女性も持ってきません。そういう意味では、置いていないと不便が出ます。

買えば済むというお話もあるのですが、お客様を見ていると、気持ちよく払える金額と、払うのに抵抗がある金額というのがあるようです。ボディーソープとかシャンプー、リンスというのはお客様にとって、お風呂に入りに来て買わなくてはいけないものとして最も抵抗があるものになります。こんなものまで買わないと入れないのかというような印象を持たれて来店が遠く理由になっているので、私どもとしては置いた方が、よりお客様に来ていただければ、費用分は十分取り戻せると考えています。そうは言っても、近年の価格上昇は営業を圧迫するところまできているので悩んでいるところがございます。無料のボディーソープを置いたところはみんな置いてよかったと考えているので、それを止める

店はほとんどないだろうと思っています。

次に、全店で入浴料金が統制額上限までいってしまう理由ですが、私どもの商売は100人入るお店でも300人入るお店でもほとんど燃料費が変わりません。ということは、1人当たり入浴単価は繁盛店のほうがはるかに安いということです。料金を安く設定できるのは、繁盛店だけです。繁盛店が料金を下げますと、その店にお客様が集まり、隣の繁盛していない店はさらにお客様が減ります。

繁盛店が独り勝ちすることでもいいのかというと、もし、隣の銭湯が廃業してしまうと、地域に自分の店だけが残る状況になるのですが、自分の店が例えばお休みをいただくと、他に入る銭湯がなくなってしまうので、お客様のライフスタイルが自分の家で入浴する方向にシフトするのです。多摩地区はまさにそういう状態で、1軒が改修などで休業しますと、みんなお風呂に入れないので、休業の間にほとんどのお客様は家にお風呂を造るとか、銭湯利用とは違う方法で入浴することを考えるようになり、お客様は離れてしまいます。

ですから、繁盛店としても隣湯の廃業につながることはしたくないので、せめて同じ値段でやりたいと考えます。繁盛店でないところは、安くすると営業が成り立たないので下げられません。結局、皆統制額と同額で営業しているというのが現状でございます。ほとんどの経営者が長くこの商売をしていますから、入浴料を上げれば売上げが上がって収入が上がると単純に思っている者は一人もいないのです。

要望の中では、エネルギー代が上がったとか、設備が老朽化してきたとか、担い手のためにも給料を上げたいとかいろいろ理由を述べているのですが、それよりも私どもが大事にしているのは、お客様がどう思っているのかということです。日々の営業の中でお客様の声を聞いて、表情を見て、雰囲気を感じて、それでもまだ、たび重なる値上げに十分な御理解をいただけるのではないかという思いがあって、今回のような引き上げを要望させていただいているわけです。単純に数字を計算して、この入浴料でないとやっていけないからといった単純な希望を出しているわけではないことだけは御理解をいただきながら、統制額の算定に御協力というか、御尽力いただければと感じております。よろしくお願いします。

○熊迫会長 では、伊東委員、お願いします。

○伊東委員 キャッシュレス決済の話が出ましたので、私はキャッシュレス決済のことをお話ししたいと思います。私の店ではキャッシュレス決済を導入しているのですが、月額基本料金が3,000円と決済手数料が3%かかっております。決済代行業者によっては月額基本料金が無料でしたり、決済手数料が5%とか、いろいろあるようです。

業界全体としてもキャッシュレス決済を導入したいと考えているのですが、浴場経営者に聞きますと、決済手数料がかかるのがどうしても納得できないというような意見が多く、決済手数料や月額基本料金がかかる分、統制額にも経費として考えていただきたいと思えます。

現時点では、比較的売上が多いお店がキャッシュレス決済を導入している傾向が高いの

ですけれども、平均的な売上げですとか、平均以下の売上げの店舗はキャッシュレス決済がどうしても難しいです。店主が高齢だったり、操作が難しいということで、なかなかキャッシュレスに踏み切れないところも多くございます。

○熊迫会長 では、山村委員、お願いします。

○山村委員 いろいろな御意見をお伺いしている中で、なるほどと気づくことも多々ありまして、その中で、私個人で考えることを申し上げたいと思います。

私自身、日頃買い物に行ったときなどに値下げをしている札を見ると心が踊るといいますか、この値上げの時代に値下げの商品があることに喜んでいる一消費者であります。とはいえ、入浴料金統制額並びに共通入浴券の価格については値上げを希望いたします。公衆浴場を支えてくださる取引先企業、または働いてくださっているスタッフの方たちを支えていくためにも料金の値上げは必要だと考えます。

また、実際に働いてくださっている方という視点で言うと、昨年なのですが、区の障害者雇用派遣を利用して、年末の大掃除に2名ほど来ていただきました。この体験を通じて、公衆浴場運營業務の中には単純作業もあるので、障害者や元気なシニア層の雇用というものの拡大が望める事業であることを実感しました。こういった社会貢献度が高い公衆浴場という業種がこれから先も継続できるように、経営基盤を強める時期なのではないかと考えます。そういったことを踏まえて、この機会に大幅な値上げをして、この先何年かは据え置くなどの検討が進んでいけばいいのではないかと思います。

○熊迫会長 それでは、関係行政機関委員、植竹委員、お願いいたします。

○植竹委員 よろしくお願ひいたします。

資料2を拝見し、今後の浴場経営について、利用者サービスの一層の向上や新規利用者拡大のために取り組んでいただきたいとの意見があったということなのですが、私からは、葛飾区の銭湯に関する取組を御紹介させていただきます。

資料を持ってまいりましたので、御覧ください。かつしか銭湯マップというのが一番上にあります。区内24か所の銭湯が示されております。20年前、葛飾区には浴場が67ございましたが、今は3分の1強にまで減っておりまして、区としては銭湯を守っていききたい、盛り立ててまいりたいと、銭湯における取組を積極的に支援しております。

その取組の一つが、この資料の端に薄い青色で印刷されているゆ²ほのかちゃんのポイントカードです。これはそれぞれの銭湯が顧客を広げるために自店専用のポイントカードをつくり、利用してもらったときに、その銭湯のスタンプを1つ押しまして、スタンプが30たまると1回分が無料になるというものです。

カードは自店専用なので、サービスアップしても、スタンプをたくさん押ししてもほかの銭湯から文句を言われませんから、このカードを各銭湯とも顧客との定着化・囲い込みに生かしております。区ではこのポイントカードの作成経費などを補助しておりまして、事業開始から20年以上たちますが、銭湯にとってはヒット商品になっております。

次に、せんとくマップの後ろにチラシがあるのですが、チラシの下の方に家族銭湯の日

というものが出ています。区内全部の銭湯で、土曜日と日曜日については家族連れの場合、小学校6年生までならば子供2人は無料で入れるという取組です。1年で土日は104日間、葛飾区が子供分の入浴料を補助しております。

さらに1枚めくっていただくと小学生親子無料体験入浴事業の2回分の無料入浴券になっています。1人分無料ということではなく、家族単位で無料という入浴券です。こちらは、毎年11月の1か月間、平日と祝日に実施しています。今どき、生まれて一度も銭湯を利用したことがないという世代が非常に増えており、そういった世代に銭湯を体験してよさを知ってもらおうという新規顧客開拓のための取組で、浴場組合からやってみたいと提案いただいて始まった事業です。区では、この無料入浴券を秋に全校の小学生全員に配っており、利用数の3分の2の金額を事後に補助しています。浴場組合の皆さんからは、この取組で若い家族連れが銭湯を使うようになってくれていると言われます。

しょうぶ湯、ラベンダー湯、ボンタン湯とか、季節行事もいろいろやらせていただいております。葛飾の銭湯を今後もどんどん発展させたいと思っております。

このほか、1月1日付けの全国浴場新聞に葛飾区の銭湯フェアを掲載していただきました。銭湯には富士山の絵とかの背景画がありますよね。背景画は5年、10年で描きかえます。地元にしみを持ってもらおうということで、描きかえるときに、区内の名所とか、江戸時代の葛飾区の地域の風景とかを再現した背景画にしてもらいます。そして、NHKのブラタモリとかによく出ている区立の郷土博物館の学芸員による地域の歴史などのレクチャーを聴きながら、新作背景画を区民の皆さんに見学していただくという事業です。これも非常に評判がよく、参加者は毎回抽選になっているような状況です。

そのほかにも銭湯ウォークといって、それぞれの銭湯の周辺の歴史とか文化を学芸員が歩きながら解説をして、最後にその銭湯に入って解散するという事業があります。これも大変な人気で年間3回やっているのですけれども、もっとやってほしいという声もあります。

このように、当区ではソフト・ハード事業を通じて顧客をどんどん広げて銭湯を発展させていきたいと考えております。これからもよろしく願いいたします。

○熊迫会長 それでは、横山委員、お願いします。

○横山委員 東京都生活文化スポーツ局長の横山でございます。半分事務局の立場も兼ねておりますので、そういった観点からお話をさせていただきます。

まず、本協議会では統制額につきまして、いつも幅広い観点から様々な御意見をいただき、丁寧に御検討いただいていることに厚く御礼を申し上げます。今日も行政に対する御意見ということで幾つかいただいておりますけれども、東京都としましては、昨今の燃料費高騰に関する補助をできるだけ継続できるようにということとさせていただきます。話題にも出ておりましたが、東京1010クーポン事業を昨年、一昨年と実施させていただきました。大好評をいただいたということで非常に喜ばしく思っているところでございます。

来年度は、これも今日話題に出ておりますけれども、キャッシュレス決済を促進するための事業ですとか、コロナ後のインバウンドの回復に伴って、銭湯を訪れる外国人観光客の方も増えているということ踏まえて、より広く銭湯の魅力発信をしていただけるような事業も考えているところでございます。

浴場組合の皆様は、こうした厳しい環境の中でも事業の活性化、また、事業継続の問題について一生懸命取り組んでいただいているということですので、東京都といたしましても、しっかり後押しをしていきたいと考えておるところでございます。

根幹になります統制額につきましては、もちろん算定額次第というところございますが、どうしても物価の上昇に引っ張られる傾向を止めることは難しいところもございます。統制額をどうするかにつきましては、浴場組合の皆さんの立場とともに、都民生活への影響ということも併せて考えていかなければいけないと捉えております。この協議会の中で算定された額をベースに、最終的には都知事の決定ということになりますが、そこでまたしっかりと議論をさせていただければと考えておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

○熊迫会長 ありがとうございます。

次に次第の4の(1)に入ります。本日、たくさんの御意見をいただきましたが、さらに議論を深めることが必要と考えます。そのため、これにつきましても私から提案いたします。令和6年の入浴料金統制額に関して、より専門的な見地からの御意見をいただく機会として、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置することがよいのではないかと思います。小委員会の構成は学識経験者委員の石毛委員、伊藤委員、奥野委員、栗生委員、土田委員、中田委員、それに私熊迫の7名で構成したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(委員首肯)

○熊迫会長 ありがとうございます。

では、ただいまの各委員の御意見・御発言を踏まえながら、小委員会の場でさらに御意見をいただきたく思います。皆様、よろしく願いいたします。

小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3のただし書の規定により私が務めさせていただきます。

また、小委員会でいただいた意見は、次回の協議会に報告させていただきます。

それでは、最後の議題になります4の(2)協議会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

○折原課長 それでは、資料8を御覧ください。令和6年公衆浴場対策協議会の今後の日程と統制額決定までの流れについてお示ししております。

都では、都内の全ての浴場を対象にした公衆浴場基本調査を実施しており、現在、昨年9月1日時点における経営実態等の調査結果を取りまとめているところです。そして、本日は資料右側の2月9日開催となります第3回協議会でございます。本日は、統制額算定

方法等について御説明させていただきましたが、それに基づき、今後事務局において標準的な浴場40軒程度を対象に、直近の決算の状況などを基にした詳細な会計調査を実施してまいります。会計調査結果を取りまとめた後、先ほど会長から御提案いただきましたより専門的な見地から御意見をいただく小委員会を開催いたします。

また、次回第4回協議会の議題といたしましては、小委員会でいただいた御意見を協議会に報告するとともに、その御意見を反映させた報告素案に対し、最終的に委員の皆様から御意見をいただきます。都において、これらの御意見を反映させた報告案を作成し、皆様に確認いただいた上で協議会報告を確定いたします。この協議会報告や会計調査の結果を基に統制額の指定について知事が決裁いたします。統制額の改定を行う場合にはプレス発表や関係者への通知などで周知をいたします。

なお、小委員会と第4回協議会は、5月から6月の開催を予定しておりますが、詳細につきましては改めて調整の上、御連絡させていただきます。

以上が、今後の協議会日程と統制額指定までの流れになります。

○熊迫会長 日程につきまして御質問等がございましたら御発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に事務局から連絡事項等がございましたらお願いします。

○折原課長 今後、事務局では会計調査を進めて小委員会に資料を提出いたします。小委員会及び次回の会議につきましては、委員の皆様方の御都合をお聞きして開催日を決定いたします。

事務局からは以上でございます。

○熊迫会長 それでは、これもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

午後2時29分閉会